

令和3年7月15日

# 令和3年7月臨時議会議案

鈴鹿市民会館条例の一部改正について  
鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年7月15日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例  
( 別 紙 )

提案理由

設備の導入に伴い会館附属設備等使用料を追加するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

## 鈴鹿市条例第 号

## 鈴鹿市民会館条例の一部を改正する条例

鈴鹿市民会館条例(昭和43年鈴鹿市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第2 (第7条関係)					別表第2 (第7条関係)				
会館附属設備等使用料					会館附属設備等使用料				
	設備器具等	単位	1回の使用料	備考		設備器具等	単位	1回の使用料	備考
舞 台 設 備	所作台	1式	5,500円		舞 台 設 備	オーケストラピ	1式	5,500円	椅子を含む。
						ット			
						所作台			
	略	略	略	略		略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
音 響 設 備	略	略	略	略	音 響 設 備	略	略	略	略

	サブミキサー	1 台	1,100 円						
映 像	固定式デジタル ビデオカメラ	1 式	4,180 円						
	4Kデジタルビ デオカメラ	1 台	880円						
設 備	プロジェクター	1 台	2,310 円						
	ネット配信機器	1 式	1,760 円						
情 報	インターネット 使用料	1 式	550円						
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考					備考				
略					略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の別表第2に規定する設備器具等の使用に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行の日前においても、同表の規定の例により行うことができる。